

令和3年10月22日

生徒・保護者の皆様

東京都立板橋特別支援学校長

深井 敏行

リバウンド防止措置期間終了に伴う本校の対応について

平素から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき感謝いたします。

昨日（10/21）、東京都はリバウンド防止措置期間を10月24日で終了し、10月25日から11月30日までの間を基本的対策徹底期間として引き続き感染防止対策を徹底することについて決定しました。

本校においては、学校における感染の発生や感染の拡大のリスクを低減するため、引き続き基本的な感染症対策を一層徹底した学校運営に努めていきます。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をいたします。

記

1 基本方針

- 基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密を避ける工夫などにより学校運営を継続する。
- 学校の運営に当たっては、ガイドラインに基づく、感染症対策を徹底する。

2 児童・生徒に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗い
- 厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- 毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさなどの体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を2m（最低1m）以上確保）
- 常時換気の徹底（CO₂測定器による計測を活用）
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

- 授業終了後は速やかに帰宅する。
- 校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行う。

(2) 学校行事について

- 校外での活動に当たっては、移動手段、活動内容等について、感染リスク等を踏まえ、感染症対策の工夫を行う。

3 教育活動におけるPCR検査の活用について

教育活動は、基本的な感染症対策を徹底した上で実施することが基本であるが、以下のような場合にPCR検査を実施することができるようにする。

- (1) 主催団体や訪問先から、参加に当たって検査が求められる場合
- (2) (1) に準ずる場合

いずれの場合においても、PCR検査の実施に当たっては、参加する生徒及び保護者の同意が必要である。

PCR検査の実施については、別途通知する。

4 家庭における感染症対策の依頼

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気

5 教職員の勤務

教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。ただし、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができる。

6 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）

(2) 正しいマスクの着用

- 会話や会議の際も必ずマスクを着用する。
- マスクについては、不織布マスクが最も高い効果を持つことを踏まえて、不織布マスクの使用を基本とし、正しくマスクを着用する。
- 正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

(3) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

【問合せ先】東京都立板橋特別支援学校
副校長 久保田 聡
電話 03-5398-1221